

一般社団法人 日本鋼構造協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人 日本鋼構造協会（英文名 Japanese Society of Steel Construction 略称 JSSC、以下「本法人」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 本法人は、社員総会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、建築物及び河川、道路等の土木構造物に係る鋼構造（以下「鋼構造」という。）に関し調査研究及び技術開発を行い、鋼構造の普及と技術の向上を図り、併せて国際組織への協力等を行うことにより、住宅・社会資本の整備の促進に貢献し、もって国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 鋼構造に関する調査研究及び技術開発
- (2) 鋼構造に関する規準等の作成
- (3) 鋼構造に関する技術水準の維持及び向上の指導
- (4) 鋼構造に関する国際組織への協力等
- (5) 鋼構造に関する研究発表会、講演会等の開催
- (6) 第1号及び第2号に掲げる事業に関する業務の受託
- (7) 鋼構造に関する会誌、図書の刊行等
- (8) 鋼構造に関する業績の表彰
- (9) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本法人は、次の5種の会員を置く。

- (1) 第1種正会員 鋼構造に関する事業を行うもので、本法人の目的に賛同して入会した法人
- (2) 第2種正会員 鋼構造に関する学識経験を有するもので、本法人の目的に賛同して入会した個人
- (3) 準会員 鋼構造に関する研究又は実務を研鑽しているもので、本法人の目的に賛同して入会した第2種正会員以外の個人
- (4) 特別会員 鋼構造に関連する団体又は法人で、本法人の目的に賛同して入会したもの
- (5) 名誉会員 鋼構造に関し特に功績のあったもの又は本法人に特に功労があったもので、社員総会において推薦されたもの

2 前項の各会員のうち、第1種正会員及び第2種正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第6条 正会員、準会員及び特別会員として入会しようとする者は、理事会の決議を経て会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 入会は、次の各号に該当する者のうち、理事会においてその可否を決定し、会長が申込者に通知するものとする。

(1) 第2種正会員については、鋼構造に関する一定の学問上の知識又は一定の実務に関する経験を有する者

(2) 準会員については、鋼構造に関する研究又は実務を研鑽している者

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 準会員及び特別会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会の決議を経て会長が別に定める退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議により除名することができる。

(1) 本法人の定款その他の規則に違反したとき。

(2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項において除名の対象となっている会員は、社員総会において当該除名につき弁明の機会が与えられることとする。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 正当な理由なく、2年以上会費を滞納したとき。

(2) 死亡し、又は解散したとき。

(3) 総社員が同意したとき。

(抛出金の不返還)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 本法人の社員総会は、第5条第2項に定める社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

(1) 定款の変更

(2) 各事業年度の事業報告及び計算書類並びにこれらの附属明細書の承認

- (3) 会員の除名
- (4) 理事及び監事の選任又は解任
- (5) 役員報酬の額
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (8) その他社員総会で決議をするものとして法令又は本定款で定められた事項

(開 催)

第14条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とし、定時社員総会は事業年度終了後3月以内、臨時総会は必要があるときに開催する。

(招 集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、臨時社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、臨時社員総会の招集を請求することができる。
- 3 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
- 4 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第16条 社員総会の議長は、その社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、第1種正会員にあっては10個、第2種正会員にあっては1個とする。

(決 議)

第18条 社員総会の決議は、法令又は本定款に定めのある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名及び押印をしなければならない。

第5章 役員等

(役員の設定)

第20条 本法人に、次の役員を置く。

理 事 24名以上29名以内

監 事 2名以上3名以内

2 理事のうち、1名を会長、4名以内を副会長、1名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は法令及び本定款で定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行する。

3 業務執行理事は理事会において別に定めるところにより、本法人の業務を分担執行する。

4 副会長は会長を補佐するとともに、会長の特命を受けて職務を担当する。

(理事会への報告)

第23条 会長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠、増員により選任された理事又は補欠により選任された監事の任期は、前任者ないしは他の理事又は監事の残任期間とする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第27条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、報酬等として支給することができる。

(顧問)

第28条 本法人に顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、会長が推薦し、理事会の承認を得て委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ、又は会長に対し意見を述べることができる。

4 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第6章 理事会

(構成)

第29条 本法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、法令及び本定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。但し、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 委員会

(委員会)

第34条 会長は、本法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第35条 本法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第36条 本法人の資産の管理は、理事会の決議を経て別に定める方法により、会長がこれを行う。

2 本法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第37条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 本法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得た上で、定時社員総会に提出しなければならない。このとき、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号、第4号及び第6号の書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の各書類のほか、監査報告、理事及び監事の名簿、その他法令で定める帳簿及び書類を主たる事務所に5年間備え置きするものとする。

(剰余金分配の禁止)

第40条 本法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 事務局

(事務局)

第41条 本法人は、その事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。但し、事務局長は理事会の決議を要する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 本定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 本法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は、国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第 45 条 本法人の公告は、官報掲載により行う。

第 12 章 補 則

第 46 条 本定款に定めるもののほか、本法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 47 条 本定款に定めのない事項は、全て一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の関連法令に従う。

附 則

- 1 本定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 37 条の規定にかかわらず、解散の登記日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本法人の最初の代表理事は、高梨 晃一とする。
- 4 本法人の最初の業務執行理事は、永田 匡宏とする。